



LGWAN

Local Government Wide Area Network

総合行政ネットワーク

No.
138

特集 LGWAN接続団体等が行う手続について

新年度を迎え、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）の所管部署においても、人事異動や組織改編等が実施されたところではないでしょうか。

今月号では、新たにLGWANのご担当になられた方々を対象に、LGWANの運営に係る組織を次の三つに区分し、必要となる手続についてご案内します。

- ① LGWAN接続団体（都道府県、市区町村、一部事務組合・広域連合等）
- ② 都道府県及び都道府県WAN運営主体
- ③ LGWAN-ASPサービス提供者（地方公共団体、一部事務組合・広域連合、国の府省、特殊法人、地方共同法人、公益法人、民間事業者等）

なお、人事異動や組織改編が行われない場合にあっても、この機会に確認されますようよろしくお願いします。

1

LGWAN接続団体の登録情報の変更手続

LGWAN運営主体は、24時間365日の安定かつ安全な運用に資するため、通信回線網や各LGWAN接続団体の庁内LANとの接続分界点（LGWAN接続ルータ等）を遠隔から常時監視しています。

LGWAN接続団体のLGWAN接続ルータ等に障害が発生した場合などに連絡する運用担当者情報等の登録内容について、人事異動や組織改編等により変更が生じた場合は、図－1のLGWAN基本アプリケーション・サービス画面から変更手続を実施してください。なお、図－1の括弧つき番号は、以下の説明の項目番号を示します。

図－1 LGWAN基本アプリケーション・サービス画面 (<https://www.lgwan.jp/>) ※LGWAN接続環境が必要です

The screenshot shows the LGWAN basic application service interface. At the top, there is a banner with the text 'LGWAN 基本アプリケーション・サービス'. Below it, a sub-menu titled '1. LGWAN接続団体' is expanded, listing various services. Some items are highlighted with pink boxes and numbered (1) through (6). The services listed are:

- 一般利用者
- LGWAN掲示板及びマーリングリストサービス
- 地方公共団体アドレス帳サービス ★ (1)
- 接続団体LGWAN利用環境情報(旧:接続団体情報掲示板)
- 証明書発行等申請管理システム(CRS) (2) (3)
- LG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請 (4)
- LG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請 取扱状況照会 (5)
- 組織管理システム (6)
- 地方公共団体基本情報管理システム
- 総合行政ネットワーク変更届出 (1)
- 登録分局自己点検システム

(1) 総合行政ネットワーク変更届出

主な変更箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN責任者 ・LGWAN運用担当者（正） ・LGWAN運用担当者（副） ・運用担当者（正）（副）不在時の緊急連絡先
現在の登録情報の確認	https://www.lgwan.jp/ 図-1の「(1)」 ※申請画面に現在の登録情報が初期表示されます。
変更手続（申請画面等）	同上 ※変更事項は⑦「その他接続申込時に申請した内容等」にチェックを付けて、「次へ」をクリックしてください。

【留意事項】

ア LGWAN運営主体がLGWAN接続ルータ等の障害を発見した場合には、この届出に入力された情報に基づき、LGWAN接続団体への連絡等を行います。また、障害発生時などの緊急時には、LGWAN運営主体の委託事業者等に対して、連絡に必要な登録情報の一部を提供することができます。

イ 申請に必要なID及びパスワードは、LGWAN開通時に通知したものを利用してください。紛失した場合はメールにより「grp201@j-lis.lgwan.jp」までお問い合わせください。

ウ 「総合行政ネットワーク基本規程」^{*1}に定めるところにより、総合行政ネットワーク変更届出の内容は、受理した後、システムを通じて都道府県のLGWAN担当窓口に対し、メールにより自動的に送付されます。これは、都道府県が域内市区町村等との連絡先情報として利用するために、最新の状況を伝えるものとなります。

(2) LG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請

主な変更箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者 ・登録担当者 ・技術連絡担当者【登録担当者が兼務可】
現在の登録情報の確認	http://whois.jprs.jp/ ※JPRS（株式会社日本レジストリサー

*1 総合行政ネットワーク基本規程：<http://center.lgwan.jp/library/second2.html#C-1-1>（※LGWAN接続環境が必要です）
*2 登録分局要員変更申請書：「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引 様式」をダウンロードし、申請書の様式を入手してください。<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-2-1-4>
*3 配達証明付一般書留郵便にて送付をお願いします。
*4 ログイン用データ発行：「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引」3.2.1ログイン用データ発行/更新申請手順 参照。<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-2-1-4>

現在の登録情報の確認	ビス）のページで、自団体が登録しているLG.JPドメイン名を「検索キーワード」に入力し、[登録担当者]、[技術連絡担当者]を確認してください。
変更手続（申請画面等）	https://www.lgwan.jp/ 図-1の「(2)」

【留意事項】

ア 申請に必要なID及びパスワードの発行は、事前にJPRSが指定したLG.JP取扱事業者である地方公共団体情報システム機構担当窓口（domain-apply@j-lis.lgwan.jp）に依頼してください。

※当該申請画面で利用するID及びパスワードは、「(1) 総合行政ネットワーク変更届出」の手続時に利用するものとは異なります。

イ これまでにオンライン申請を行ったことがある場合は、全ての項目が図-1の「(2) LG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請」の申請画面により、登録内容が確認できます。

(3) LGPKI登録分局要員変更申請

主な変更箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・登録分局責任者 ・登録分局受付担当者 ・郵便物（完了通知書、電磁的記録媒体等）の返信先情報
現在の登録情報の確認	https://www.lgwan.jp/ 図-1の「(3)」 ※申請画面で現在の登録情報が初期表示されます。
変更手続（申請画面等）	同上 ※ただし、登録分局責任者印を変更する場合は、登録分局要員変更申請書 ^{*2} を郵送 ^{*3} してください。

【留意事項】

ア 証明書又はログイン用データの発行申請等の際には、当該申請の情報をLGWAN運営主体からの連絡先、郵送のあて名等として使用します。

イ オンライン申請に当たっては、登録分局責任者用ログイン用データ^{*4}が必要です。

ウ 手続を書面で行う^{※5}ことも可能です。

 <p>ここも確認！</p> <p>LGPKI登録分局の整備^{※6}は「総合行政ネットワーク接続約款」^{※7}第22条の5第2項及び「地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本要綱」^{※8}第8条第2項において、LGWAN接続団体の責務として規定されています。</p> <p>平成19年度第1回LGWAN運営協議会から、LGPKI登録分局の整備をお願いしてまいりましたが、現在も未整備のLGWAN接続団体が若干数ございます。LGPKI登録分局未整備のLGWAN接続団体においては、総合行政ネットワーク接続約款等の規定に従い、接続団体の責務として速やかに対応する必要があります。</p> <p>なお、証明書及びログイン用データの更新は有効期限満了の6か月前から可能ですので、お手持ちの証明書、ログイン用データの有効期限満了日を確認の上、計画的な更新手續^{※9}を行っていただきますようお願いします。</p>

(4) 組織管理システム

主な変更箇所	・組織（部署）名
現在の登録情報の確認	https://www.lgwan.jp/ 図-1の「★」 ※地方公共団体アドレス帳サービスの組織検索で都道府県を選択して団体名をクリックすると、登録済みの組織情報が展開されます。
変更手続（申請画面等）	https://www.lgwan.jp/ 図-1の「(4)」

【留意事項】

- ア 組織機構を構成する部署の電話番号やメールアドレスを登録するためのシステムであり、登録によって他団体の組織との連携が迅速かつ円滑に実現できるようになります。
- イ ここで登録された組織情報は、「地方公共団体アドレス帳サービス」でLGWAN接続団体に対

- ※5 書面による登録分局要員変更：「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引」3.1.2.2 書面による変更 参照。
<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-2-1-4>
- ※6 登録分局整備：「F-2-1-4 LGPKI 登録分局運営の手引」2.4 登録分局の整備に必要な事項及び第3章登録分局の整備に係る手続参照。
<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-2-1-4>
- ※7 総合行政ネットワーク接続約款：<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-1-1>
- ※8 地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本要綱：<http://center.lgwan.jp/library/second2.html#C-6-6-1>
- ※9 ログイン用データ又は証明書更新手続：「地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）において有効期限を迎えるログイン用データ、職責証明書及び利用者証明書更新について（お願い）」参照。http://center.lgwan.jp/information/second2.html#PKI_Koushin
- ※10 証明書失効：「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引」第4章 証明書関連業務 参照。
<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-2-1-4>

し公開されます。

ウ LGPKIの職責証明書及び利用者証明書に組織を設定する場合には、あらかじめ当該システムを利用して組織名を登録しておく必要があります。発行済みの職責証明書及び利用者証明書に設定した組織情報に変更がある場合は、その証明書の失効処理後^{※10}、アカウント情報の削除（利用者証明書のみ）及び組織情報（証明書に組織情報が設定されている場合のみ）の削除が必要となります。

 <p>ここも確認！</p> <p>組織情報の登録は「総合行政ネットワーク接続約款」^{※7}第22条の3において、LGWAN接続団体の責務として規定されています。</p> <p>平成21年度第2回LGWAN運営協議会から、組織の登録をお願いしてまいりましたが、現在も未登録のLGWAN接続団体があります。組織情報未登録のLGWAN接続団体においては、早急に登録を行っていただきますようお願いします。</p>

(5) アカウント等管理システム

主な変更箇所	・組織（部署）名 ・役職名
現在の登録情報の確認	https://www.lgwan.jp/ 図-1の「★」 ※地方公共団体アドレス帳サービスの組織検索で都道府県を選択して団体名をクリックします。さらに赤三角をクリックし、緑マークがついているものがアカウント情報です。
変更手続（申請画面等）	https://www.lgwan.jp/ 図-1の「(5)」

【留意事項】

- ア LGWANで提供される各種アプリケーション（総合行政ネットワーク変更届出等のLGWAN基本サービス及びLGWAN-ASPサービス）へのアクセスに必要な利用者認証情報を一元管理するた

めのシステムです。

イ ここで登録されたアカウント情報は「地方公共団体アドレス帳サービス」でLGWAN接続団体に対し公開されます。

ウ LGPKIの利用者証明書発行の際に設定する名義は、あらかじめ当該システムを利用して利用者認証情報を登録しておく必要があります。

発行済みの利用者証明書の名義情報に変更がある場合は、その証明書の失効処理後、アカウント情報の削除及び組織情報（証明書に組織情報が設定されている場合のみ）の削除が必要となります。

(6) 地方公共団体基本情報管理システム

主な変更箇所	・団体概要 ・首長情報 ・議会情報
現在の登録情報の確認	https://www.lgwan.jp/ 図-1の「★」 ※地方公共団体アドレス帳サービスの組織検索で都道府県を選択して団体の団体基本情報をクリックします。
変更手続(申請画面等)	https://www.lgwan.jp/ 図-1の「(6)」

【留意事項】

ア 団体情報の共有化を目的として、団体の概要、首長情報及び議会情報を登録するシステムです。

イ ここで登録された首長、議会等の情報は「地方公共団体アドレス帳サービス」でLGWAN接続団体に対し公開されます。

 ここも確認！	団体基本情報の登録は「総合行政ネットワーク接続約款」 ^{※7} において、LGWAN接続団体の責務として規定されています。 平成21年度第2回LGWAN運営協議会から、団体基本情報の登録をお願いしてまいりましたが、現在も未登録のLGWAN接続団体があります。団体基本情報未登録のLGWAN接続団体においては、早急に登録を行っていただきますようお願いします。
---	--

2

都道府県及び都道府県WAN運営主体が行う手続

地方公共団体のうち都道府県は、「総合行政ネットワーク基本規程」^{※1}において、市区町村を包括す

る広域の地方公共団体として、当該都道府県内の全ての市区町村等がLGWANに接続するために必要なファシリティの確保並びに市区町村等との連絡及び調整を行うこととされています。

(1) 都道府県ノードが設置されている室等に関する連絡票

主な変更箇所	・都道府県ノードが設置されている室等に関する情報 ・都道府県ノードが設置されている室等への入館／入室手続
現在の登録情報の確認	本連絡票の提出先に問い合わせてください。
変更手続(様式等)	http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-2-3 「F-1-2-3 別紙1 都道府県ノードが設置されている室等に関する連絡票」 【提出先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 LGWAN全国センター ヘルプデスク (Mail:helpdesk@j-lis.lgwan.jp)

【留意事項】

ア 都道府県ノードの設置場所としてハウジングサービスを利用しているかどうかにかかわらず、ノード設備の変更、障害対応等により、LGWAN運営主体等が都道府県ノードに入館・入室するために利用しますので、変更が生じた場合は手続をお願いします。

(2) 都道府県ノードに接続するその他の回線に関する情報

主な変更箇所	・回線の情報 ・通信事業者保守部門の連絡先 ・回線名義人の緊急連絡先
現在の登録情報の確認	本情報の提出先に問い合わせてください。
変更手続(様式等)	http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-2-3 「F-1-2-3別紙2 都道府県ノードに接続するその他の回線に関する情報」 【提出先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 LGWAN全国センター システム部 運営管理担当 (Mail:grp201@j-lis.lgwan.jp)

【留意事項】

ア 「総合行政ネットワーク接続約款」^{※7}第2条第1項 第2号に規定する、その他の回線により接続しているLGWAN接続団体がある場合に必要な手続です。

(3) 都道府県 WAN 変更申込書

主な変更箇所	・都道府県 WAN 責任者 ・運用責任者 ・都道府県 WAN 責任者及び運用責任者不在時の緊急連絡先
現在の登録情報の確認	本情報の提出先に問い合わせてください。
変更手続(様式等)	http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-2-1 「F-1-2-1都道府県 WAN 変更申込書」 【提出先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 LGWAN全国センター システム部 ネットワーク企画担当 (Mail:info@j-lis.lgwan.jp)

【留意事項】

ア 「総合行政ネットワーク基本規程」^{※1}第3条第1項のアクセス回線として、都道府県が域内の地方公共団体等を接続する独自の広域通信ネットワーク回線網（都道府県 WAN）を整備している場合に必要な手続です。なお、「都道府県 WAN 責任者及び運用責任者不在時の緊急連絡先」については、回線提供事業者を連絡先とすることも可能です。

3 LGWAN-ASPサービス提供者が行う手続

(1) LGWAN-ASPホスティング、通信、ファシリティサービス変更申込書

LGWAN-ASPサービス登録／接続状況（平成26年3月13日現在）

LGWAN-ASPサービス提供者の登録／接続状況は次のとおりです。

- | | | | |
|------------------|---------|---------|---------|
| ■アプリケーション及びコンテンツ | 登録：356件 | ■ホスティング | 接続：217件 |
| ■通信 | 登録：178件 | ■ファシリティ | 登録：283件 |

登録／接続済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しています。

https://www.j-lis.go.jp/lgwan/asp/servicelist/cms_15764241.html

主な変更箇所	・サービス開始後問い合わせ先 ・サービスリストへの掲載情報（問い合わせ先） ・運用責任者（※） ・運用担当者（※） ・請求書送付先（※） (※) ホスティングサービス提供者のみ
現在の登録情報の確認	本申込書の提出先に問い合わせてください。
変更手続(様式等)	https://www.j-lis.go.jp/lgwan/asp/application/cms_15763941.html ※インターネット側 https://www-asp.lgwan.jp/Ainf/doc.html ※LGWAN側 「総合行政ネットワーク ASP ホスティングサービス変更申込書」 「総合行政ネットワーク ASP 通信サービス変更申込書」 「総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービス変更申込書」 【提出先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 LGWAN全国センター システム部 アプリケーション企画担当 Mail: lgwan-asp@j-lis.go.jp ※ インターネット側 lgwan-asp@j-lis.lgwan.jp ※ LGWAN側

【留意事項】

「主な変更箇所」に記載の項目のみを変更する場合は、申込書の電子データをメールにより送付することで変更手続が完了します。ただし、「主な変更箇所」に記載の項目以外を変更する場合は、郵送による手続が必要となります。